

財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団寄附行為

(昭和48年6月20日市民会館寄附行為)

改正 昭和56年3月23日寄附行為第1号

平成元年2月6日寄附行為第1号

平成13年3月28日寄附行為第1号

平成14年5月17日寄附行為第1号

平成15年3月28日寄附行為第1号

平成17年11月10日寄附行為第1号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を八千代市萱田町728番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の文化及びスポーツ活動の振興に資する事業を行い、もって市民文化の創造及び地域文化の向上並びに市民スポーツの活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 市民の文化及びスポーツ活動の振興に資する事業

(2) 市民文化の創造及び地域文化の向上並びに市民スポーツの活性化に資する事業

(3) 八千代市の委託を受けて行う文化及びスポーツ事業

(4) 八千代市の文化施設及びスポーツ施設の管理運営事業

(5) その他目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 資産から生ずる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) 寄付金品

(5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、八千代市長の承認を受けかつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において出席理事の過半数の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度開始前に、千葉県知事及び千葉県教育委員会に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において出席理事の過半数の承認及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3カ月以内に、千葉県知事及び千葉県教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第13条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内(うち理事長1名及び常務理事2名以内とする。)

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の日常の事務に従事し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は千葉県知事及び千葉県教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

(1) 身心の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は無給とする。ただし、理事会の議決を経て理事に報酬を給することができる。

(顧問)

第22条 この法人に名誉職として顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(評議員選出)

第23条 この法人には、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員には、第19条、第20条及び第21条本文の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、

前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第29条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事(評議員)の現在数
- (3) 会議に出席した理事(評議員)の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の議決を経、八千代市長の承認を受けかつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、八千代市長の承認を受けかつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の許可を受けて、八千代市に寄付するものとする。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付け等)

第33条 この法人の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳

- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号まで及び第6号の書類及び帳簿は永年、第5号の書類及び帳簿は10年以上、第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上それぞれ保存しなければならない。

(細則)

第34条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、千葉県教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、別紙2役員名簿のとおりとし、その任期は第16条の規定にかかわらず、昭和49年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条及び第22条の規定にかかわらず、発起人会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和49年3月31日までとする。

附 則 (昭和56年3月市民会館寄附行為第1号)

この寄附行為は、千葉県教育委員会の変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成元年2月市民会館寄附行為第1号)

- 1 この寄附行為は、千葉県教育委員会の変更認可のあった日から施行する。
- 2 この寄附行為施行後最初に就任する評議員の任期は、第23条第3項で準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。

附 則 (平成13年3月寄附行為第1号)

この寄附行為は、千葉県教育委員会の変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成14年5月寄附行為第1号)

この寄附行為は、千葉県知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年3月寄附行為第1号)

この寄附行為は、千葉県知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則 （平成 17 年 11 月 寄附行為第 1 号）

この寄附行為は，千葉県知事及び千葉県教育委員会の変更認可のあった日から施行する。

別 紙 1 削除

別 紙 2

財団法人八千代市市民会館役員名簿

理 事 長	藤 原 弘 三
副理事長	市 川 浩 一
常務理事	大 野 貞 治
理 事	富 岡 秀 夫
理 事	仲 村 寿 治
理 事	高 橋 喜久蔵
監 事	花 沢 節